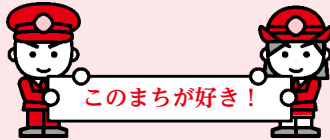
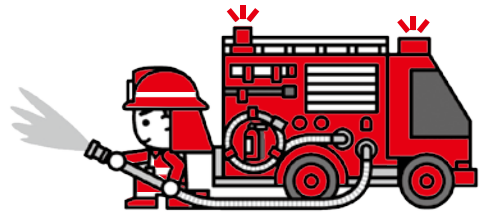


団員の
主な活動

- 災害時における消火、救助活動
- 火災現場での後方支援
- 防災訓練や消防団点検行事への参加
- 消防操法大会への参加
- 応急手当の知識の習得と指導
- 消火器や消火栓の取り扱い訓練の実施
- 防火防災に関する研修の受講
- 警戒時における巡回活動
- 防火啓発活動
- 消防団のPR活動 など



■ 問い合わせ先
安全安心課
☎(32)8894



下野市消防団員募集

守ります！地域の安全とあなたの笑顔！

減少する
消防団員

消防団員の数は全国的に減少しており、下野市も例外ではありません。地域防災力の維持のためにも、消防団へのご協力をよろしくお願いいたします。

【下野市の消防団員数】

- 令和元年：416名
- 令和2年：411名
- 令和3年：404名
- 令和4年：405名
- 令和5年：391名
- 令和6年：381名

待遇や優遇措置

消防団に入団すると、特別職の地方公務員となり、年額の報酬と火災現場や各種訓練に出動した際の出動手当が支給されます。また、活動中のケガなどに対する補償もあり、安心して活動できます。そのほか、消防団員として一定の経験を積むと、消防関係資格試験の優遇措置を受けることができます。

【年額報酬】65,000円～

※役職により年額報酬は異なります。

【出動報酬】1回1,200円

※災害出動の場合、4時間未満の活動の場合は1回4,000円。4時間以上の活動の場合は1回8,000円

市消防団員準中型自動車運転免許取得費補助金

消防団員の確保、育成及び災害現場等への迅速な出動を図ることを目的として、消防団員に対する準中型自動車免許取得費用の一部補助制度を創設しました。申請を希望する場合は、安全安心課までご相談ください。

■補助対象者 下記すべてを満たす市消防団員

- ①普通自動車免許を有する
- ②所属する部に配備された消防車両を運転することができる免許を有していない
- ③補助金の交付対象となる運転免許を取得した日から、5年以上団員として消防団活動を行うことを誓約する

- ④所属する分団の分団長から推薦を受けている
- ⑤市税の滞納がない

■対象経費

入所の費用(入学料)、技能教習・学科教習に係る費用(適性検査、教習所が購入を求める教材費、効果測定費を含む)、初回の修了検定(仮免許)費用、初回の卒業検定費用

■補助金額 補助対象経費の1/2(上限10万円)

■問い合わせ先

安全安心課 ☎(32)8894